

「飼い主のいない猫対策」マニュアル（試行版）

平成25年3月

沖縄県環境生活部自然保護課

目 次

1. はじめに	p 1
2. 「地域猫活動」に対する沖縄県の考え方	p 3
3. 飼い主のいない猫対策の流れ	p 5
4. 基本的な考え方	p 6
5. 取組みの準備	p 6
6. 計画、目標の策定	p 7
7. モデル地区の選定	p 9
8. 活動の開始	p 10
9. 地域住民への周知	p 14
10. 地域の合意形成	p 14
別紙	
被害を受けない対策	p 15

はじめに

このマニュアルは、「沖縄県猫の適正飼育ガイドライン」（平成25年3月）で位置づけた「地域猫活動」について、モデル地区で実施する際の考え方や方法をまとめた試行版として作成しました。

「飼い主のいない猫」は、人の管理下にないことや十分な餌が与えられていないため、ゴミあさりや糞尿被害等で多くの地域で問題を起こしています。

このような「飼い主のいない猫」は、不適切な飼育管理や無責任な飼い主に捨てられてしまった猫に端を発しています。

特に、そのような「飼い主のいない猫」は、不妊去勢措置がされていない猫がほとんどであり、子猫が生まれてしまうこととなります。猫の場合、条件が整った環境下では年2～3回の出産が可能で、平均5頭の子猫を生むことができるので、猫が増え続け、その結果、その周辺での生活環境被害が多く見られます。

「飼い主のいない猫」にかかわる問題は、「飼い主がいる猫（いわゆる 飼い猫）」に不妊去勢手術をしないまま屋外で飼育し、その結果、子猫が産まれ「飼い主のいない猫」を発生させたり、飼育を放棄し捨てたりする無責任な飼い主が原因であることから、本来、原因者である飼い主がその責任を負わなければなりません。しかしながら、現実的には、原因者の特定は困難と考えられます。

また、「飼い主のいない猫」に対し、単に「かわいい」、「かわいそう」という感情から餌だけを与える行為は、その場所に「飼い主のいない猫」が集まり、排泄物の問題や「飼い主のいない猫」の増加など、地域住民間のトラブルの原因になりかねません。

「飼い主のいない猫」の問題を解決する手法の一つとして、「地域猫活動」があります。「地域猫活動」とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の合意のもとに地域住民が主体となって「飼い主のいない猫」に不妊去勢手術を施してこれ以上増えないようにし、一代限りの命を全うするまでその地域で衛生的に飼育管理を行うことです。

そこで、地域住民が主体となって「猫の問題ではなく、地域の環境問題としてとらえ、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないため、または、いなくなるための活動を行いたい」旨の希望がある場合には、原因者に代わって、地域住民、ボランティア、市町村、県等がそれぞれ実行可能な役割を果たし、連携しながら「飼い主のいない猫」の問題に取り組んでいくことが必要であると考えます。

県としましては、「地域猫活動」の考え方を活用し「飼い主のいない猫」の問題の解決のために、地域住民が主体となって「飼い主のいない猫」の問題に取り組む地域に対して「モデル地区」を選定し、不妊去勢手術等の支援を行いたいと考えています。

また、本モデル事業が、「飼い主のいない猫」の問題の解決だけでなく地域コミュニティの活性化を促す側面もあることから、今後、モデル地区での実績を踏まえ、各自治体や地域住民が自発的に「飼い主のいない猫」の問題に取り組める仕組み作りを構築できるよう検討も行っていきたいと考えています。



「地域猫活動」に対する沖縄県の考え方

「飼い主のいない猫」は、飼い猫の「終生飼育」、「不妊去勢措置」、「屋内飼育」及び「所有者明示(身元の表示)」等の適正な飼育管理が普及すれば、次第に減少していくことが考えられます。しかしながら、このような適正な飼育方法が広く県民に普及するまでには、ある一定の時間を要します。

その間、現実存在している「飼い主のいない猫」の問題を解決する手法の一つとして、先に述べた「地域猫活動」があります。

しかしながら、「地域猫活動」を実施したからといって、その地域からすぐに「飼い主のいない猫」が減ったり、いなくなるわけではありません。実際に「飼い主のいない猫」を減らしていくためには、複数年の時間がかかり、経済的、労力的にも負担を必要とします。

「地域猫活動」については、異なった視点からも考えなくてはいけないことがあります。

例えば、「地域猫活動」を行う地域には、日頃、私たちが目にしている野鳥や小動物、昆虫など様々な命が息づいている地域や希少な野生動物が生息している地域もあります。猫は樹上性の傾向が強く、高いハンティング能力（「捕食」と「遊び」の両面）をもっていることから、その猫が屋外に住み着いている状況は、自然環境に大きな影響を与える存在になります。

また、人と猫の両方に感染する病気（人獣共通感染症）の一つにトキソプラズマ症があります。トキソプラズマ症は、トキソプラズマ原虫という単細胞の寄生虫が原因となり、特に妊娠初期の妊婦がトキソプラズマに初めて感染した場合は、注意が必要な感染症です。

さらに、トキソプラズマは、家畜にも感染し中でも特に豚が重要です。豚のトキソプラズマ症の過去10年間の発生状況を全国的に見ると約98%が本県からの発生となっています。豚がトキソプラズマ症と診断されれば、食用として不適となり全部廃棄処分となることから畜産農家にも多大な影響があります。

その原因として、猫（猫科動物）がトキソプラズマを唯一、糞便中に排泄する終宿主であるため、養豚場へのトキソプラズマの伝播に直接または間接的に関わっていることが推察されます。

このように、野生動物への影響、人への影響、畜産業への影響の視点から考えると「地域猫活動」を行うことによって「飼い主のいない猫」が、その地域で永続的に屋外に住み着いている状況は望ましいことではありません。

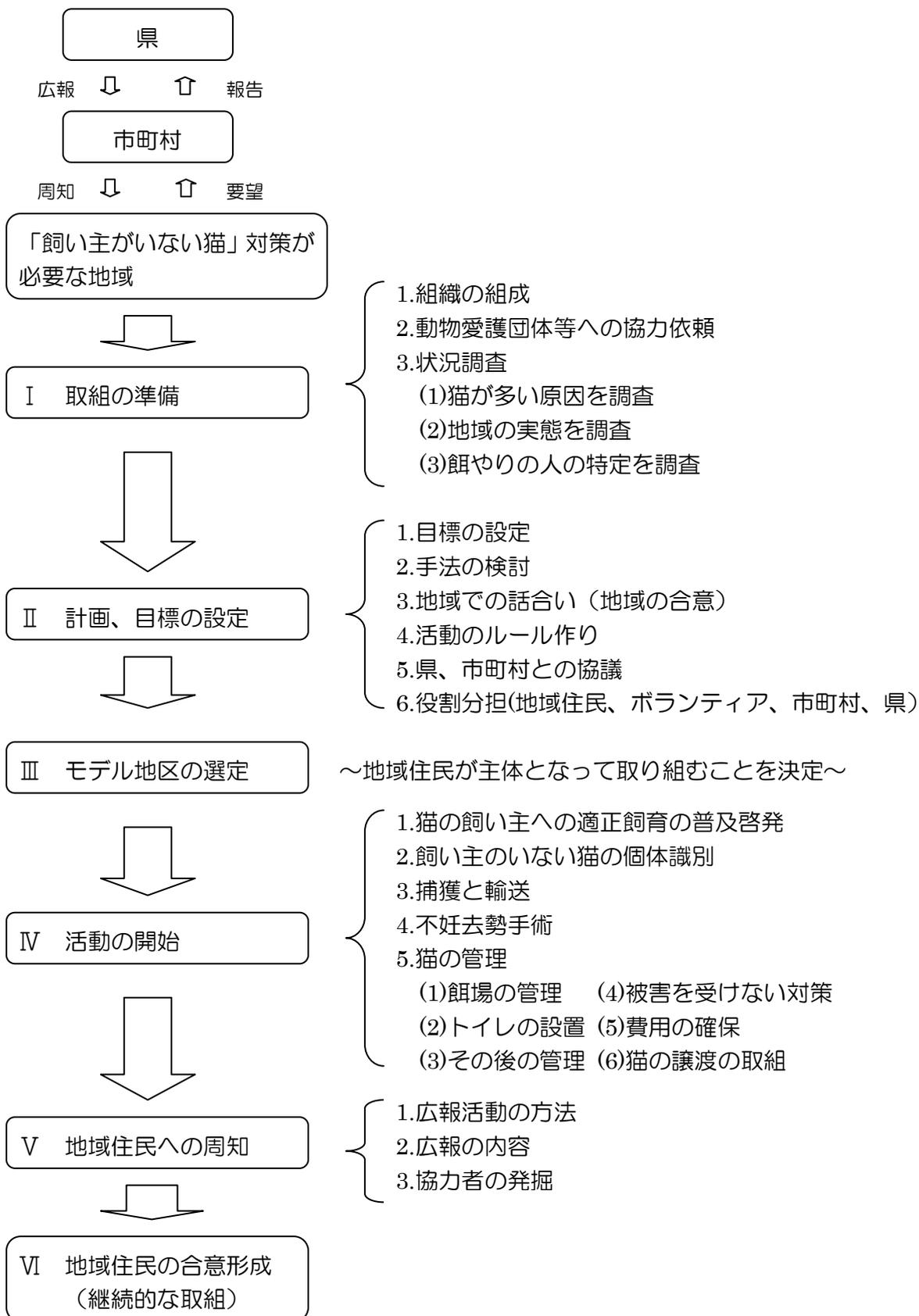
将来においては、人に管理されない「飼い主のいない猫」がいなくなること

が人と猫が共生する社会の上で理想的であると考えことから、「地域猫活動」が恒久的に「人」と「飼い主がいない猫」の共生を安易に推奨し認めるものであってはいけないと考えます。

本来、ペットは、人の管理下で飼育されるものであることから、県としましては、「地域猫活動」の考え方を活用した「飼い主のいない猫対策」と同時に、その地域の「飼い猫」の適正な飼育管理の普及啓発を強化していく取組みを行っていきたいと考えています。

従いまして、「地域猫活動」は、人が責任ある行動と「不妊去勢措置」、「屋内飼育」などの適正飼育が普及し「飼い猫」の管理が徹底されるまでの過渡期的な対応であるべきと考えています。

飼い主のいない猫対策の流れ



<基本的な考え方>

1. 猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組むこと。
2. 飼い主のいない猫の数を減らしていき、最終的には飼い主のいない猫がいなくなるために取り組むこと。
3. 猫の問題を地域の問題として住民が主体的に取り組むこと。
4. 地域の飼い主が猫を適正飼育していくことが前提となること。
5. 地域の実情に応じたルールをつくって取り組むこと。
6. 猫が好きでない人や猫をはじめ動物を飼育していない人の立場を尊重すること。

「飼い主のいない猫対策」の活動が、不妊去勢手術をすることだけを目的にしてしまったり、地域の対立を深めてしまうことがないようにするためには、これらを確認しながら進めていく姿勢が大切です。

I 取組の準備

1 組織の組成

主体となる組織は、地域住民が中心となり、趣旨に賛同した方やボランティア団体とともに活動を行います。

また、必ず代表者を決め、グループ、集団で役割分担しながら活動します。

2 動物愛護団体等への協力依頼

猫の取扱いなど経験を積んだ、動物愛護団体やボランティアの協力を得て活動を行うと、その取組みがスムーズに進みます。

3 状況調査

主体となる組織は、地域の環境と管理が必要な猫の状況を把握するため、次のような調査を行います。

(1) 原因の調査

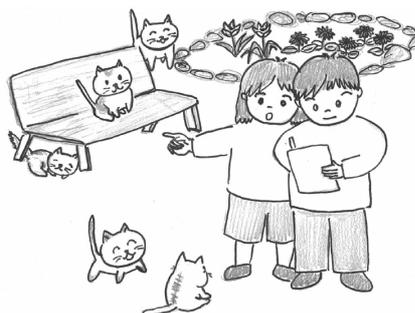
猫が多い理由、無責任な餌やりの有無、近隣の多頭飼育者の有無など原因を見極めた上で適切な対応策を立てる必要があります。

(2) 地域の実態調査

地域の猫の数、猫の飼育状況、苦情の発生状況などは、地域へのアンケート調査などを行うことで浮かび上がってきます。

調査を行う場合は、自治会長などに了解を得ます。

また、調査用紙やアンケート用紙には、責任者の氏名や連絡先を明示することが大切です。



(3) 餌やりの人の特定

当該地区には多くの場合、餌やりの人がいます。

〈餌やり人が特定された場合〉

直ちに、餌やりを禁止したり餌やり人を排除したりすることは、隠れた餌やりや感情的な問題に発展しますから、ルールに従って猫の管理の一端を担ってもらうなど理解を求め、協調していく必要があります。

初めは猫の情報をもらうなどして、信頼関係をつくりあげていきます。

県や市町村は、ボランティア等の協力を仰ぎながら、餌やり人にこれ以上、猫が増えないための以下の項目を指導、助言します。

- ・不妊去勢措置の実施の必要性。
- ・近隣住民に迷惑がかからない餌やり場所の配慮や置き餌をしない。
- ・猫が餌を食べ終わった後の回収と周辺の清掃。
- ・トイレの設置と管理。
- ・新たな飼い主への譲渡。

Ⅱ 計画、目標の設定

1 目標の設定

地域住民の理解が得られるような目標を設定する必要があります。具体的には、「不妊去勢手術をしたうえで管理して、数年後には猫を半減または、数頭まで減らす」などです。

多くの場合、猫の数が増えすぎて問題がおきているわけですから、活動の結果、猫が減っていくということが見えないと、猫が嫌いな人、被害を受けている人の理解や協力は得られません。

2 手法の検討

「飼い主のいない猫対策」といっても様々な方法があります。そこで、地域の状況に応じてどのような手法がよいのかを検討します。猫の数、周辺環境などにより、不妊去勢手術主体でいくのか、譲渡を推進していくのかなど具体的手法を決定します。

3 地域での話し合い（地域の合意）

活動の実施には、周辺住民の理解が必要であり、自治会としての合意が重要です。

地域住民の理解や協力が得られない活動は、「猫好きな人が勝手にやっていること」という見方をされてしまい、生き詰まってしまうことが多くなります。

地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、猫が苦手な人、猫の管理に反対な方も含めてください。

地域の理解を得るための決まった方法はありませんが、その地域の住民を代表するような組織が主体となって説明会を開き、その場で認められれば、その後の活動がスムーズに進みます。

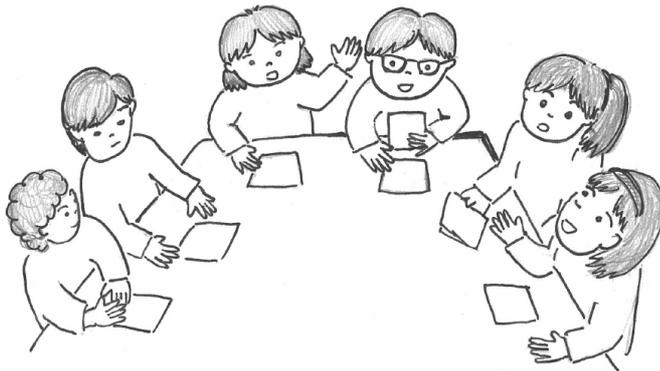
4 活動のルール作り

参加者で役割分担、ローテーション、日程を決め無理なく活動が継続できるよう、体制を作ります。

また、モデル地区の地域猫が減っても、周辺地域の飼い猫が外飼いをし、「不妊去勢手術」や「屋内飼育」をしていなければ、その地区に猫が増える可能性があります。

従って、主体となる組織は、行政機関やボランティアと連携・協力し、モデル地区となる周辺地域の「飼い猫」の適正飼育に関する普及啓発を必ず行うことを活動のルールに盛り込みます。特に、不妊去勢措置は、地域住民の努力義務であるということを進めていく必要があります。

猫の適正な飼育を推進することは、地域住民の生活環境に悪影響を与えないことと同時に、猫自身の健康や安全を確保することができます。



5 県、市町村との協議

目標、手法など活動の方向性が決まったら、県、市町村の担当部署とも相談し、助言や必要に応じて協力を要請します。

6 役割分担

(1) 住民

活動の主体です。活動組織は、自治会等を基盤とした地域住民で構成され、地域の合意形成に向けた話し合いや広報活動等と「飼い主のいない猫」の管理を行います。

(2) 動物愛護団体（ボランティア）

豊富な活動経験や蓄積したノウハウに基づいて、取組手法に関する技術提供など活動への助言や協力を行います。

具体的には、餌のやり方や餌の場所、トイレの設置や糞の掃除など管理方法、合意作りのための資料作成、地域内の問題抽出のためのアンケート用紙作り、地域集会での趣旨説明、猫の個体識別などがあります。

(3) 市町村

地域の合意形成をめざす活動組織を支援し、地域の関係者との連絡調整を行います。また、飼い猫の適正飼育についての普及啓発を推進します。

具体的には、地域の実態調査や活動が行われていることを周知することへの協力をはじめ、住民集会の確保や連絡調整を行います。

(4) 県

猫の適正飼育に関する普及啓発資材の提供、専門的資料の作成や提供、専門的な問題に対する技術的支援を行います。

モデル地区の決定後、動物愛護管理センターにおいて、猫の不妊去勢手術を行います。

ただし、不妊去勢手術の実施頭数については、動物愛護管理センターの収容状況等を勘案し、動物愛護管理センターの長が決定します。

また、必要に応じて、本マニュアル（試行版）に賛同した開業獣医師から不妊去勢手術等の技術的支援が得られるよう公益社団法人沖縄県獣医師会と連携します。

Ⅲ モデル地区の選定

モデル地区の選定方法は、動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所（以下「動物愛護管理センター等」とする。）の職員が、モデル地区として依頼のあった地域に対して、本マニュアル（試行版）の趣旨や内容を理解し、諸般の要件を満たしているかどうかについて調査を行い、市町村の合意を得て、沖縄県自然保護課長が選定するものとします。

支援の内容については、支援を開始する前に、主体となる組織との調整を行い、地域の現状を詳細に把握した上で、地域の特性を勘案した支援の方向性を決定し実施するものとします。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施に関する支援期間は、モデル地区

選定を決定した日から1年間を原則とします。

ただし、必要に応じて、専門的な問題への助言・資料の提供等については、継続的に支援を行うことができるものとします。

なお、選定にあたっては、原則として同一地域の再選定は行わないものとします。

IV 活動の開始

1. 猫の飼い主への普及啓発

猫の飼い主に対し、

- ①終生飼育
 - ②不妊去勢手術の実施
 - ③屋内飼育
 - ④所有者明示（身元の表示）
- の4原則について普及啓発してください。



2. 飼い主のいない猫の個体識別

地域にいる猫の中で、飼い猫と飼い主がいない猫の区別、さらに不妊去勢手術が必要な猫がどの位いるかなどを把握する必要があります。

特に、手術しようとしている猫に飼い主がいないことを確認しておかないと、のちにトラブルの原因になる場合があります。

このため、猫の写真を撮ってリストを作るなどして、事前に地域の猫を個体識別しておく必要があります。また、手術済みの猫を識別する方法も決めておきます。

3. 捕獲（保護）と搬送

ケージに入れることができる猫ばかりなら問題ありませんが、普通、猫の捕獲は経験のあるボランティアの力を借りたほうがよいでしょう。

猫に負担の少ない方法で捕獲・搬送できればどのような方法でもよいのですが、捕獲器（トラップ）を使う方法が一般的です。

捕獲を実施する場合は周辺の住民に日時を周知し、飼い猫は外へ出さないよう協力を依頼してから行います。

<保護>

～保護のための餌やり実施～

飼い主のいない猫は、警戒心が強いいため、事前に餌やりをし、この時間帯に保護を行うことが効果的である。このため、地域住民には保護をするための

餌やりであることを伝え理解を求めます。

なお、餌やり人がいる場合には、当該者に協力を求めることが効果的であると思われます。

保護を実施する場合にあっては、誤って飼い猫を保護し不妊去勢手術をしてしまう恐れがあるので、自治会等は、事前に次の事項を回覧等により周知します。

- ① 飼い猫の屋内飼育
- ② 保護を行う場所と期間
- ③ 上記期間中に飼い猫がいなくなった場所の連絡先

保護の際、猫がパニックを起こして暴れ、引っかかれたり、噛みつかれたりといったことがあることを念頭に入れて、身を守るため長袖シャツや皮手袋等を着用します。



4. 不妊去勢手術

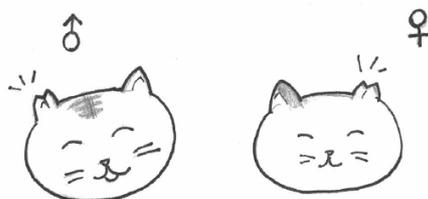
繁殖を防ぐ不妊去勢手術は、雌猫のみに実施する場合と雌雄ともに実施する場合があります。保護方法や地域の状況等を考慮して検討します。

不妊去勢手術を行うことによって、望まない猫の繁殖を防ぐだけでなく、発情や繁殖に関係する猫同士のケンカ、大きな鳴き声などの問題行動の抑制（発情によるストレスからの解放）や生殖器に関係する病気予防の効果があります。

- ①保護した猫の搬送は、主に地域住民（ボランティアを含む）が実施します。
- ②保護は一回で完了しないため、不妊去勢手術を実施した猫と未実施の猫の識別をする必要があります。識別する方法としては、V字カット、耳ピアス、マイクロチップ等があります。

・V字カット

外部から容易に確認でき安価ですが、耳に傷を付けることから望ましくないという意見もあります。



- ・耳ピアス
外部から容易に確認でき安価ですが、ピアスの穴が化膿したり4～5年で取れてしまう場合があります。
- ・マイクロチップ
体内に埋め込むため取れることがなく、不快感もありませんが、外部からの確認ができず、また、埋め込む費用がかかります。（直径2mm、長さ8～12mm）



5. 猫の管理

不妊去勢手術後は、猫を元の場所（テリトリー）に戻すことが基本であるため、猫がいなくなるわけではないので、その後の管理等をどうするか決めなくてはなりません。手術済みの猫が寿命を全うするには、人による適正な管理が必要です。

このため、地域の実情に応じたルールづくりと、これをしっかり守った活動を行うことが、なにより大切です。

(1) 餌場の管理

餌は容器に入れ、与える場所は迷惑のかからないところを選びます。

～餌を与える際の注意事項～

- ①猫の数が多い地域では、餌やり場所を分散させます。
- ②餌やり場所は、迷惑のかからないところを選びます。特に、駐車場などは車に傷がつくなどの苦情の元になるため注意が必要です。
- ③置き餌は、衛生害虫の発生や悪臭の原因となるため、地域の話合いによって食べさせた後は清掃をするなどのルールを作って管理します。
- ④餌場だけではなく周辺の清掃も行いましょう。



(2) トイレの設置

猫の排泄場所は大きな問題ですが、決められた場所にトイレが設置してあり、それがきちんと管理されているという事実があると住民の理解が得やすくなります。

～トイレを設置する際の注意事項～

- ①トイレは餌やり場所の近くに設置し、できる限り人目につかない場所に設置します。
- ②猫は、周りが囲まれた静かな場所や、やわらかい砂地等を好むため箱、砂等を用意します。
- ③定期的に「猫のうんちパトロール」などを行い、トイレ以外の場所に排泄してしまっても、すみやかに処理、清掃を行い活動をアピールしていくことがより効果的です。

(3) その後の管理

世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。

世話をしている猫には V 字カット、耳ピアス、マイクロチップ、首輪、名札などの目印をつけ、他の猫とは区別します。

繁殖制限を受けていない猫が入ってきた場合など、個体把握をしていれば対処が早くなります。

(4) 被害を受けない対策

飼い主のいないねこが減っていけば、被害は少なくなります。それに時間は（飼い主のいない猫の寿命は一般的に 4～5 年程度と言われています。）がかかります。その間、猫からの被害を受けないための対策を行います。（別紙 p15）

(5) 費用の確保

猫の餌代などの費用をどうするか、というのは取り組む場合の大きな悩みのひとつです。

募金、カンパで集める方法やバザーの開催、自治会で負担するなどがありますが、いずれの場合も「猫の問題は地域に住む人みんなの問題である」という共通理解がなければうまくいきません。

地域で資金集めの活動をした場合は、詳細な記録と会計報告が欠かせません。

(6) 猫の譲渡の取組み（飼い猫化していくために）

地域猫から飼い猫になった例もあります。

捕獲した猫を新しい飼い主に譲渡する場合には以下のことに注意します。

譲渡を目的とする捕獲は、原則的に、猫に無用な警戒心を与えないために捕獲器の使用は控えます。譲渡先の飼育に問題を生じさせないためにも、適正な餌やりにより飼い猫に近い状態まで人に慣れさせてから捕獲します。

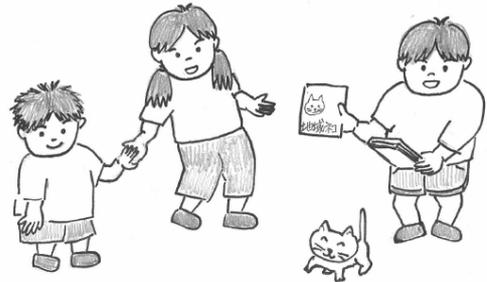
新しい飼い主へは、地域猫であったことやその習性、留意事項を正しく伝えるとともに、終生飼育、屋内飼育などの適正飼育に関する情報提供を行います。

V 地域住民への周知

猫の問題を地域全体で解決していくためには、住民に理解を求める広報活動が最も重要です。

1. 広報活動の方法

- ・地域の全戸にチラシなどを配布する方法
- ・地域内での、いわゆる「クチコミ」
- ・地域の掲示版等への掲示
- ・地域における説明会



2. 広報の内容

チラシなどで広報する際の内容は、地域の人への参加の意思の確認、活動の必要性、地域のルール、活動における将来像、募金のお願い、経過報告、会計報告などです。

虚偽や誇張が含まれないように注意することは当然ですが、猫に対する思い入れが強すぎると内容が独善的になりがちです。誰が読んでも納得できる内容になるよう配慮が必要です。

また、責任の所在と連絡先を明記するようにしましょう。

3. 協力者の発掘

地域の問題や活動内容など広報活動することにより、これまで猫のことを心配していた人などが、協力者として現れることがあります。

協力者が多くいれば、活動が長続きする可能性があります。

VI 地域の合意形成

自治会活動や住民への広報活動などにより地域の合意をはかっていかなければ、手術だけをして終わりという結果になりかねません。これでは、新たな捨て猫や他の地域から流入してきた猫により、数年で元の状態に戻ってしまいます。

常に地域で取り組んでいるという意識を維持し、地域のルールに従って、継続的な猫の適正管理をしていくことが重要です。

被害を受けない対策

1. 臭いによる方法

猫は、鼻がよく効くので臭いのある場所に近づかないことがあります。

自宅の敷地に入りにくくする対策として次のような方法があります。いろいろな方法で、何度も繰り返して行ってください。

- ①ハーブ類（レモングラスなど）を植える。
- ②ゼラニウムの鉢植えをおく。（葉が臭うので近寄らない）
- ③塩素系消毒薬を水で薄めてまき（100倍程度）、空き缶等に入れて通路などに置く。
- ④コーヒー粕、どくだみ茶の茶殻、唐辛子、にんにく（細かく切る）、みかん等かんきつ類の皮を撒く。
- ⑤食酢や木酢液等を古着や布等に染み込ませて、猫の侵入路におく。

2. 物理的な方法

猫は、足場等の悪い場所には近づきません。

- ①ごみ処理を確実にして、あらされないようにする。
- ②ゴミをあさらないようにゴミ袋に網をかける。
- ③網やネットなどで侵入路を防ぐ。
（歩く場所には猫の爪が引っかかる網目のものを張る）
- ④枯れ枝を撒く。
- ⑤尖った小石を撒く。
- ⑥ガムテープの粘着面を外側にして侵入路等におく。
- ⑦水を嫌うので、ホースでたっぷり水を撒く。
- ⑧市販のねこよけシート（突起がついたシート）を利用する。
- ⑨市販の忌避剤等を利用する。
- ⑩市販の超音波発生器などの猫よけ道具を使用する。

なお、上記の方法で確実に猫の侵入防止を保証するものではありません。

問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	所管区域
動物愛護管理センター	南城市大里字2000	098-945-3043	県一円（宮古島市、宮古郡、石垣市及び八重山郡を除く）
宮古福祉保健所	宮古島市平良字 東仲宗根476	0980-72-3501	宮古島市及び宮古郡
八重山福祉保健所	石垣市字真栄里438	0980-82-3243	石垣市及び八重山郡

「飼い主のいない猫対策」マニュアル（試行版）

発行日：平成25年3月

編集・発行：沖縄県環境生活部自然保護課

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL：098-866-2243

FAX：098-866-2240

E-mail：aa039004@pref.okinawa.lg.jp